

ヘルパーステーション花*花

契約書及び重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(長野県指定 第2071100826号)

有限会社 すまいる

訪問介護利用契約書

(契約の目的)

第1条 有限会社すまいる(以下「事業者」という)の運営するヘルパーステーション花*花(以下「事業所」という)は、要介護状態と認定された利用者(以下「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り居宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、指定訪問介護サービスを提供し、一方、利用者または利用者を扶養する者(以下「扶養者」という)は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 この契約は、利用者が訪問介護契約書を事業所に提出した時から効力を有します。

- 2 利用者は、本契約、及び重要事項説明書に掲げた内容を基に、初回利用時の訪問介護契約書の提出をもって、以後繰り返し当事業所の指定訪問介護サービスを利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本契約に基づく訪問介護利用を解除・終了することができます。なおこの場合利用者及び扶養者は、速やかに事業者及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、指定訪問介護サービス実施期間中に利用中止を申し出た場合については、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を事業者にお支払い頂きます。

(事業者からの解除)

第4条 事業者は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく訪問介護の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者の症状、心身状態等が著しく悪化し、居宅での適切な指定訪問介護サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び扶養者が、本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず、支払わない場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、事業者及び事業者の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難になる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設、設備の故障その他やむを得ない理由により、利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対し、本契約に基づく訪問介護の対価として、別紙の重要事項説明書に記載されている料金をもとに計算された額の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 事業者は、請求書及び明細書を作成し、月初めにお渡しします。利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対し利用料を支払うものとします。なお、支払いの方法として、現金でお支払い頂くか、口座振替や銀行振り込みの方法で、双方合意した支払方法によります。尚、銀行振り込みの手数料につきましては利用者負担になります。
- 3 事業者は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、その支払者に対し、領収書を発行します。

(記録)

第6条 事業者は利用者の訪問介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含めます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所と利用者又は扶養者が協議の上、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとします。

(秘密の保持)

第8条 事業者とその職員は業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族当に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスのため市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会研究会当での事例研究発表等。なおこの場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 事業者は、現にサービスの提供を行なっている時に利用者の症状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び利用者の家族に連絡をとるなど必要な処置を講じます。

(要望又は苦情等申し出)

第10条 利用者及び扶養者は、事業者の提供する訪問介護に対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者に申し出ることができます。

(賠償責任)

第11条 訪問介護の提供に伴って事業者の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して、事業者に対し損害を賠償するものとします。

(利用約款に定めない事項)

第12条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と事業者が誠意を持って協議して定めることとします。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

{事業者} 住所 長野県中野市大字新野59-1
事業者名 有限会社 すまいる
代表取締役 小川広樹
事業所名 ヘルパーステーション花*花
管理者 小川一郎

{利用者}
住所

氏名

{保証人(代理人、成年後見人、または第三者)}

住所

氏名

重要事項説明書

第1条 事業所の名称等

- ・事業所名 ヘルパーステーション花*花
- ・所在地 長野県中野市大字新野456-5
- ・電話番号 0269-38-9010
- ・事業者名 有限会社 すまいる
- ・介護保険事業者番号 2071100826

第2条 ヘルパーステーション花*花の目的

ヘルパーステーション花*花が介護保険法による指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

第3条 ヘルパーステーション花*花の運営方針

- ・指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- ・その方のニーズに添って介護保険適用外にも対応していきます。

第4条 職員体制

職種	職務内容
管理者	<ul style="list-style-type: none">・常勤1名。・事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none">・常勤1名。・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をします。・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議に出席します。・利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に関することを行います。・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握します。・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施します。

4・利用料金

別紙「サービス料金一覧等」のとおりです。

5・サービスの実施地域

中野市豊田の一部（涌井、親川）を除いた中野市全域・小布施町・山ノ内町の一部（本郷、宇木）・須坂市の一部（旭ヶ丘、豊島、小島、小河原）・長野市の一部（豊野、赤沼）

第6条 緊急時の対応

- ・利用時間中に利用者が緊急を要する症状を発見した場合、家人に連絡を取り、救急車にて速やかに救急病院に搬送いたします。又、利用者及び家人から緊急時速やかに連絡が取れるよう、事業所が留守の場合や営業時間外でも、携帯電話に転送するようになっています。
- ・連絡先 ヘルパーステーション花＊花（Tel 0269-38-0268）
- ・対応可能時間 24時間対応

第7条 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

第8条 苦情等の申し込み先

管理者 小川一郎

受付時間 9：00～17：00（日曜、休日を除きます）

電話番号 0269-38-0268

公的機関受付電話番号

中野市 高齢者支援課	0269-22-2111
山ノ内町 健康福祉課	0269-33-8411
小布施町 健康福祉部門	026-242-6680
須坂市 高齢福祉課	026-245-4566
長野市 介護保険課	026-224-7991
北信保健福祉事務所 福祉課	0269-62-3604
長野県庁 介護支援課サービス係	026-235-7121
長野県国民健康保険団体連合会	026-238-1580

第9条 第三者評価の実施の有無

第三者評価とは介護サービスの質の向上のためであると同時に、評価結果を公表することにより、ご利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す目的があります。当施設では現在第三者評価を実施しておりません。

第10条 サービスのご利用に対してのお願い

当事業所の職員に対し、精神的及び肉体的な圧力があつた場合、サービスの継続が困難になることがありますので、ご協力をお願いします。

- (1) 金品やお菓子など、お心付けなどは不要です。
- (2) ご自宅を訪問する際は、ペットをゲージに入れる、リードでつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けて下さい。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。
- (5) 職員がご自宅を訪問中の喫煙はご遠慮下さい。

第11条 その他

法改正、経済情勢及び物価の変動により、一部お支払い頂く料金を変更する場合があります。

附則

この規程は、令和1年5月1日より一部改正する。

この規程は、令和3年4月1日より一部改正する。

この規程は、令和3年10月1日より一部改正する。

この規程は、令和4年10月1日より一部改正する。

この規定は、令和6年4月1日より一部改正する。

この規定は、令和6年6月1日より一部改正する。

この規定は、令和6年8月8日より一部改正する。

この規定は、令和7年7月18日より一部改正する。

*訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 長野県中野市大字新野59-1

事業者 有限会社 すまいる

代表取締役 小川 広樹

説明者署名

*私は、契約者及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1・使用する目的

利用者のための居宅サービスが、居宅サービス計画に沿って円滑に実施されるためのサービス担当者会議や介護支援専門員との連絡調整等において必要とされる場合に使用する。

2・使用する期間

令和 年 月 日より (利用者により変更の意思表示があるまで)

3・条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、出席者、内容等の記載をしておくこと。

以上

令和 年 月 日

○ 利用者

住所

氏名

○ 利用者家族

住所

本人との関係

()

氏名

○ 代理者の氏名

住所

本人との関係

()

氏名
